

第2号議案

芦屋市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成31年2月19日提出

芦屋市長 山中 健

提案理由

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、地域包括支援センターの人員基準を改めるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の一部を改正する条例

芦屋市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例（平成26年芦屋市条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（職員に係る基準及び員数）</p> <p>第3条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>主任介護支援専門員（省令第140条の66第1号イ(3)の主任介護支援専門員をいう。）</u> その他これに準ずる者 1人</p> <p>2 (略)</p>	<p>（職員に係る基準及び員数）</p> <p>第3条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>主任介護支援専門員（省令第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）</u> その他これに準ずる者 1人</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参 照 1

芦屋市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、地域包括支援センターの人員基準を改めるため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

地域包括支援センターに置くべき主任介護支援専門員の資格要件に、5年ごとに更新研修を修了することを加えることとする。(第3条関係)

3 施行期日

公布の日

介護保険法施行規則抜粋

(法第115条の46第6項の厚生労働省令で定める基準)

第140条の66 法第115条の46第6項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

- (1) 法第115条の46第5項の規定により、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準次のイ及びロに掲げる基準

イ (1)の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3千人以上6千人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとすること。

- (1) 保健師その他これに準ずる者 1人
(2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人
(3) 主任介護支援専門員（介護支援専門員であつて、第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者（当該研修を修了した日（以下この（3）において「修了日」という。）から起算して5年を経過した者にあつては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。）をいう。）その他これに準ずる者 1人

(ロ省略)

(第2号省略)

(都道府県知事が行う研修)

第140条の68 令第37条の15第1項に規定する研修は、他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言、指導その他の介護支援サービス（居宅介護支援並びに施設における施設サービス計画の作成、サービスの利用援助及び施設サービス計画の実施状況の把握をいう。）を適切かつ円滑に提供するために必要な業務に関する知識及び技術を修得することを目的として行われる次に掲げる研修とする。

- (1) 介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する介護支援専門員を対象として行われる研修（以下この条において「主任介護支援専門員研修」という。）
 - (2) 主任介護支援専門員を対象として行われる研修（以下この条において「主任介護支援専門員更新研修」という。）
- 2 主任介護支援専門員研修及び主任介護支援専門員更新研修の実施に当たっては、当該研修の課程において修得することが求められている知識及び技術の修得がなされていることにつき確認する等適切な方法により行わなければならない。
 - 3 主任介護支援専門員更新研修を受けた主任介護支援専門員は、更新研修を受けた者とみなす。

介護保険法施行規則の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第48号)
抜粋

附 則

(経過措置)

- 第2条 平成26年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者（以下「平成26年度以前修了者」という。）については、平成31年3月31日（平成24年度から平成26年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者にあつては、平成32年3月31日）までの間は、介護保険法施行規則第140条の66第1号イ（3）に規定する日までの間に主任介護支援専門員更新研修を修了しているものとみなす。
- 2 前項の規定により介護保険法施行規則第140条の66第1号イ（3）に規定する日までの間に主任介護支援専門員更新研修を修了したものとみなされた者に係る最初の主任介護支援専門員更新研修（同（3）の規定により、同（3）に規定する修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に受ける主任介護支援専門員更新研修のうち最初のものをいう。次項において同じ。）以外の主任介護支援専門員更新研修については、同（3）に規定する修了日は、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日とする。
 - 3 前項の規定は、平成26年度以前修了者が、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に主任

介護支援専門員更新研修を修了しないことにより、同（３）に規定する主任介護支援専門員に該当しないこととなった場合には適用しない。

- 4 前３項の規定にかかわらず、平成２６年度以前修了者が、この省令の施行の日前に主任介護支援専門員更新研修を修了している場合は、なお従前の例による。